

【資料集 29】文京区立図書館ボランティア活動実施要綱

文京区立図書館ボランティア活動実施要綱

1 3 文教生真第 6 5 1 号平成 1 4 年 3 月 2 9 日教育長決定
改正 2 3 文教教真第 2 6 0 号平成 2 4 年 2 月 2 8 日部長決定
改正 3 0 文教教真第 2 9 6 号平成 3 1 年 3 月 2 0 日部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内の多彩な人材を活かし、区立図書館（以下「図書館」という。）運営への区民参画を促進することにより、地域に密着した図書館運営を行うため、図書館ボランティア（以下「ライブラリーパートナー」という。）の養成及びライブラリーパートナー活動（以下「活動」という。）の支援を行い、区民と図書館との協力体制をつくることを目的とする。

(活動内容)

第 2 条 ライブラリーパートナーの活動内容は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる資料の管理、紹介等

- ア 図書等資料の配架
- イ 資料の作成、製本・合本及び修理
- ウ おすすめ本及び主題リストの作成
- エ 子どもの調べ学習に対する支援及び読み聞かせ
- オ 児童、高齢者、障害者等への館内の案内

(2) 次に掲げる図書館行事の企画・出演及び準備

- ア おはなし会、読み聞かせ、工作会、人形劇等の児童行事
- イ 映画会、コンサート等の視聴覚行事
- ウ 講演会

(3) 次に掲げる障害者サービス

- ア 対面朗読
- イ 図書の音訳
- ウ 図書の点訳
- エ 拡大写本の作成
- オ 布の絵本の作成

(4) 前各号に掲げるもののほか、真砂中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）が必要と認めた活動

(対象者)

第 3 条 ライブラリーパートナーとして登録できる者は、区民及び図書館利用者並びに活動拠点を区内に置くグループ（18 歳以上の者又は 18 歳以上の者で構成するグループに限る。）で、図書館運営に情熱を持ち、この要綱の目的を達成するために活動するものとする。

(登録)

第 4 条 ライブラリーパートナーとしての登録を受けようとする者は、文京区ライブラリーパートナー登録申請書（別記様式）を中央図書館長に提出しな

【資料集 29】文京区立図書館ボランティア活動実施要綱

なければならない。

- 2 中央図書館長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当と認めたときは、ライブラリーパートナーとして登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに、登録の取消しの意思表示がないときは、1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（登録の取消し）

第5条 中央図書館長は、ライブラリーパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該ライブラリーパートナーの登録を取消することができる。

- (1) 次条各号に掲げる事項に反したとき。
- (2) 区の信頼を著しく傷つけたとき。
- (3) ライブラリーパートナーから、「文京区ライブラリーパートナー登録辞退申請書」（別記様式第2号）により、登録辞退を申し出たとき。
- (4) その他中央図書館長が特に必要と認めたとき。

（遵守事項）

第6条 第4条第2項の規定によりライブラリーパートナーとしての登録を受けた者は、活動に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館利用者に関する情報を漏らさないこと。
- (2) 図書館職員との綿密な協議のもと、公平かつ平等な図書館利用者サービスに努めること。
- (3) 図書館利用者に対し、政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とする活動を行わないこと。

（支援）

第7条 中央図書館長は、活動を支援するために、必要に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 図書館の理念、図書館業務の遂行に必要な技能習得等に関する研修
- (2) 図書館が所有する機材、施設等の提供

（会議）

第8条 中央図書館長は、ライブラリーパートナーとの会議を開催し、活動内容、図書館サービス等について意見交換を行う。

（保険）

第9条 活動に係る保険は、区の負担において加入する。

（報酬等）

第10条 教育委員会は、活動に対しての報酬、交通費等の支給を行わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

【資料集 29】文京区立図書館ボランティア活動実施要綱

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。